

災害時における有害化学物質等の調査に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と一般社団法人神奈川県環境計量協議会（以下「乙」という。）とは、災害時における有害化学物質等の調査に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において環境中に飛散、漏えいした有害化学物質等の調査に関し、甲が乙に協力を求める際の必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において、有害化学物質等とは、大気汚染又は水質汚濁の原因となる物質、人の健康や生活環境に悪影響を及ぼす物質、あるいはそのおそれのある物質をいう。

（有害化学物質等調査の内容）

第3条 有害化学物質等の調査の内容は、次のとおりとする。

- (1) 消防又は警察による規制区域外における、発災現場及び周辺の環境情報の収集
- (2) 試料の採取
- (3) 有害化学物質等の測定、分析
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める事項

（協力要請）

第4条 甲は、有害化学物質等の調査を必要とするときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合には、有害化学物質等の調査に必要な人員を派遣するなどして、調査に協力するものとする。

（要請手続）

第5条 前条第1項の規定による甲の要請は、次の各号に掲げる事項を口頭又は電話等により連絡したのち、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害の種類、発生場所、状況
- (2) 調査内容（調査目的、対象化学物質、対象試料、調査地点及び調査期間）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その他必要な事項

(調査の実施)

第6条 乙は、前条に規定する要請内容に基づき、所属する会員に対して、甲が必要とする調査を可能な限り実施させるものとする。ただし、乙は、分析が不可能な項目など、やむを得ない理由があるときは甲からの要請を受諾しないことができるものとする。

2 甲は、乙の調査が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 乙の会員は、調査の実施に当たり身体に危険が生じると判断した場合には、速やかに当該調査の実施を中止し、甲にその旨を連絡する。

(報告)

第7条 乙は、調査を実施したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等により甲に報告するものとし、事後、可能な限り速やかに当該報告内容を記載した文書を甲に提出する。

(1) 調査内容及び結果

(2) その他必要な事項

(経費の負担)

第8条 乙が実施した調査に要した費用は、甲が負担し、その額は災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲、乙が協議して決定する。

2 乙からの費用請求や甲からの支払いに関する手続きについては別に定める。

(協力要請の終了の連絡)

第9条 甲は、この協定の規定に基づく乙の協力の必要がなくなると判断した場合には、速やかにその旨を口頭又は電話等により、乙へ協力要請の終了を速やかに連絡するものとし、事後、速やかに当該内容を記載した文書を乙に提出するものとする。

(連絡体制等)

第10条 甲及び乙は、災害発生時にこの協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制について年度当初に相互に連絡するものとする。なお、甲、乙それぞれの連絡体制に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

2 乙は、災害時における円滑な活動が図れるよう協力体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関する必要な細目は、甲、乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定の締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙は記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年10月20日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

乙 横浜市金沢区福浦2-11-7
一般社団法人神奈川県環境計量協議会
会長 梶 田 哲 弘